（別添）

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う政令及び省令の改正に関するパブリックコメントの募集結果について

Ⅰ．意見総数

２６件

Ⅱ．意見募集結果の概要

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う政令及び省令の改正に関して以下のようなご意見を頂きました。

今後、国土交通省では、頂いたご意見を踏まえ、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う政令及び省令の改正を近日中に行う予定です。なお、本改正に直接関係するご意見についてのみ掲載していますが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

１．永久抹消登録制度に関する意見

（１）申請の際において明らかにすべき事項に関する意見

○永久抹消登録の申請又は解体等に係る届出の際において明らかにすべき事項の項目から、自動車登録番号と移動報告番号を削除してほしい。（１件）

［見解等］自動車の所有者は、使用済自動車の適正処理を確認する情報管理センターにおいて記録される移動報告番号及び自動車登録番号等を永久抹消登録の申請又は解体に係る届出の際に明示していただくことになりますが、ご自身の自動車が適正に処理されていることを自ら明らかにすることが自動車の適正な処理を促進し、不法投棄を防止するために必要であり、またそれが自動車の所有者の本来の責任であることを明確にしたことが今回の道路運送車両法の改正の趣旨であります。なお、運輸支局等においても、情報管理センターとシステム的に連携することにより、所有者が明示する移動報告番号が正しいものかどうかの確認を致します。

（２）解体報告記録に関する意見

○解体報告記録について、所有者が速やかに抹消登録手続を行えるよう、使用済自動車の解体の状況等について確認できるようなシステムを構築してほしい。（１件）

［見解等］現在、所有者が解体報告記録情報を引取業者から速やかに確認できるようなシステム構築を、関係機関と連携しながら行っております。

（３）申請時期に関する意見

○使用済自動車を引取業者に引き渡したときに永久抹消登録ができるようにしてほしい。（１件）

［見解等］所有者が引取業者に使用済自動車を引き渡しただけでは、当該自動車が適正に処理されたかどうかは、所有者も運輸支局等においても確認できませんので、永久抹消登録を行うことはできません。

（４）その他の意見

○抹消申請の際には、印鑑証明又は電子証明は不要と考える。（１件）

［見解等］永久抹消登録申請においても、本人確認が必要であるため、印鑑証明等が必要になります。

２．自動車登録ファイル等の正確な記録を確保するための措置に関する意見

（１）一時抹消登録後の所有者の変更手続に関する意見

○一時抹消登録後等の所有者変更について、ファイルに任意に登録を受けられると読めるが、義務規定に近い運用が望まれる。（４件）

［見解等］一時抹消登録を受けた使用停止中の自動車の所有者変更を運輸支局等が把握する方法については、所有者に過度の負担をかけないという観点から、新所有者はファイルに記録を受けることができることとしながら、旧所有者に対しては、所有者の変更について証明できるように必要な資料の保存の義務付けをしております。

（２）必要な措置を講ずべき経過期間に関する意見

○一時抹消後、解体等の届出がなされない場合の催告等の措置を講ずるまでの期間を２年にしてほしい。また、期間を適用する上で、法第１８条第３項の申請により自動車登録ファイルに記録がなされている場合は、これを起点としてほしい。（１件）

［見解等］一時抹消登録を受けた自動車については、一時抹消登録後１年経過した時点でその多くが解体、輸出、転売等されているという流通実態を踏まえ、１年経過した時点で適正に手続が行われているかどうかの調査等を行政として行うことで使用実態の把握がより適切に行うことができると考えております。一時抹消登録後２年間そのまま展示されているような自動車もあるかもしれませんが、一律に一時抹消登録後２年経過した後の調査・把握ということになると、その間、不法投棄等される自動車も出てくる可能性があることから、「１年」が妥当な期間であると考えております。

また、一時抹消登録後の催告・調査等は、運輸支局等において、一時抹消登録を行ってから一年経過した自動車の使用実態を適切に把握するための制度であり、催告・調査等の実施の起点は一時抹消登録日となります。

（３）所有者変更に係る資料の保存義務に関する意見

○一時抹消登録した自動車につき、調査後その所有者が判明した場合、所有者変更の届出を不要とし、ＭＯＴＡＳに記録し、旧所有者の所有権変更を証明する資料の保存義務を不要とされたい。（１件）

［見解等］一時抹消登録を受けた使用停止中の自動車の所有権移転を運輸支局等が把握できるように、旧所有者に対して、所有権移転について証明できるように所有者変更に係る書類の保存の義務付けをしますが、所有者変更の届出は不要です。

（４）一時抹消登録後の所有者変更に係る記録の申請書の添付書類に関する意見

○所有者変更に係る証明書について明確に示してほしい。（２件）

○一時抹消登録を受けた自動車の所有者変更について、旧所有者の印鑑証明は不要とされたい。（１件）

［見解等］一時抹消登録後の登録自動車の所有者の変更に係る記録の申請書の添付書類としては、当該申請者が当該自動車の新所有者であることを確実に確認することが必要であることから、当該自動車の所有権を確認する書面及び申請者本人を確認するための書面等を省令において定める予定です。

（５）一時抹消登録を受けた自動車の旧所有者の保存資料に関する意見

○一時抹消登録を受けた登録自動車について所有者の変更があった場合の旧所有者が当該所有者の変更があった旨を証明する資料については、古物台帳または販売台帳も認めてほしい。（１件）

［見解等］一時抹消登録を受けた自動車の所有者の変更があった旨を証明することができる契約書その他の資料については、所有者の変更についてきちんと明確に示されているものであれば認めていきたいと考えています。資料の具体的な内容・範囲については、今後調整しながら決めてまいります。

（６）一時抹消登録を受けた自動車の旧所有者の資料保存期間等に関する意見

○車両を下取りに出した場合や中古車市場に売却した後も、旧所有者としての責任を問われ、売却の証明書を３年間保存する義務が発生するのか。売却した中古車業者にその後の責任処理を行わせることと出来ないのか。（１件）

○自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための資料の保存期間を２年にしてほしい。（１件）

［見解等］一時抹消登録を受けた自動車がその後下取り等されたりしたとしても、それぞれの旧所有者が当該自動車の所有者の変更について証明できるようにすることによって、不法投棄等された自動車の所有者が特定できることとし、当該自動車の適正処理を促進することが今回の改正の趣旨です。

　また、現在の中古自動車の流通実態を踏まえると、３年間の資料保存を一時抹消登録を受けた自動車の旧所有者が行うことで、当該自動車のより確実な使用実態の把握が可能となるものと考えております。

（７）一時抹消登録を受けた自動車の所有者の責任に関する意見

○一時抹消登録後車両が転々とした場合、一時抹消時の所有者は当該車両が解体されるまでどのようにして確認をすればよいのか。当該車両の所在を確認するのは困難ではないか。（１件）

［見解等］一時抹消登録を受けた時点の当該自動車の所有者は、その後解体されるまでの間の全ての転々譲渡される実態を把握することまで責任はなく、当該車両の所在の確認が求められるわけではありません。一時抹消登録を受けた自動車の所有者の変更があった場合には、当該変更を証明することができる契約書その他の資料を保存して、必要に応じて提示できるようにすることが求められるだけです。